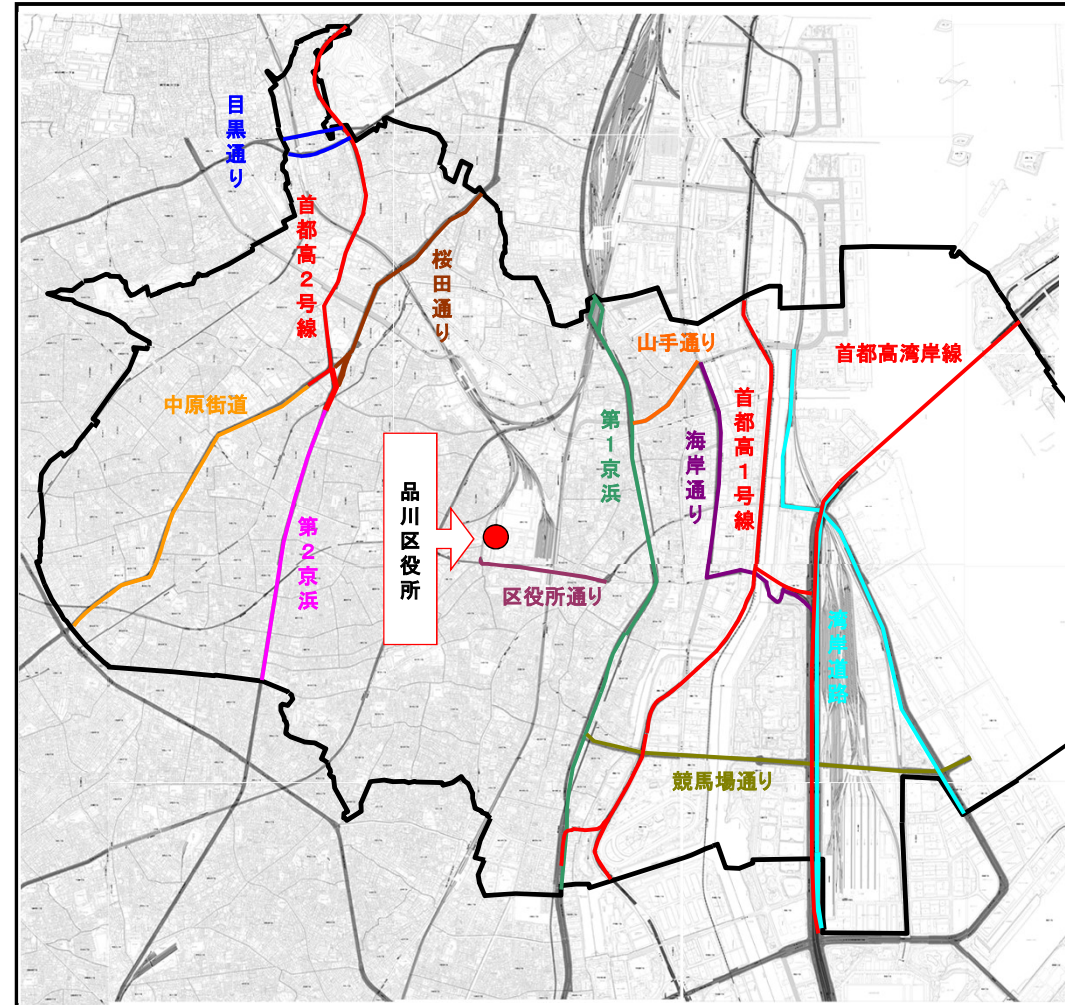


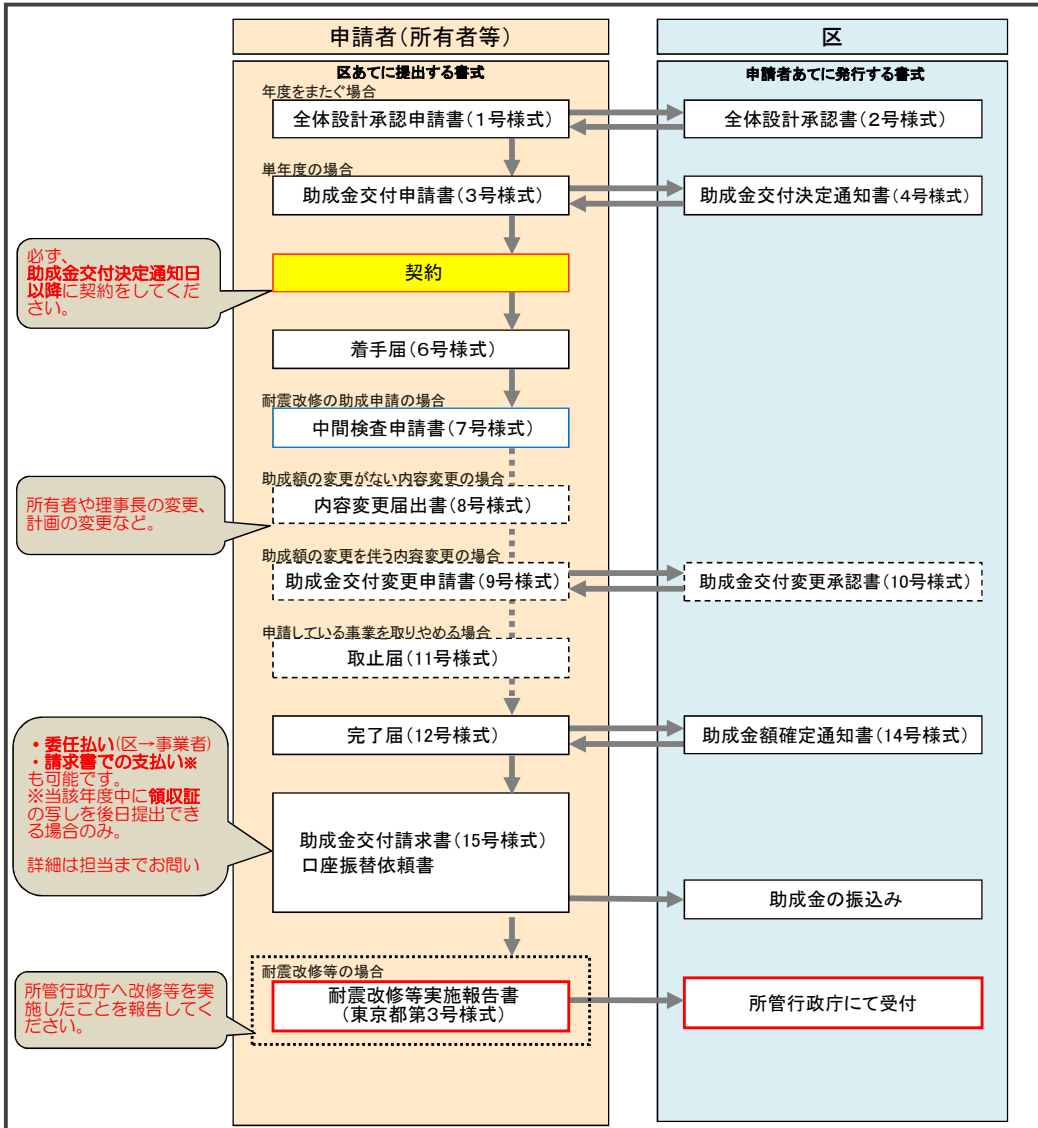
特定緊急輸送道路 沿道建築物の耐震化を支援します!

特定緊急輸送道路は、救急救命・消火活動、物資の輸送、復旧復興の生命線・大動脈であり、沿道建築物の倒壊による道路閉塞を防ぐことは、生命と財産を守るとともに、首都機能を維持するために極めて重要になります。

品川区区内特定緊急輸送道路 区域図



申請手続きの流れ



耐震化に関する相談窓口

全般相談	公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター TEL 03-5989-1457
協定団体	一般社団法人 東京都建築士事務所協会 (TAAF) TEL 03-6228-0571
	一般社団法人 日本建築構造技術者協会 (JSCA) TEL 03-3468-0301
	特定非営利活動法人 耐震総合安全機構 (JASO) TEL 03-6912-0772
その他 助成制度全般	品川区都市環境部 建築課 耐震化促進担当 〒140-8715 品川区広町2-1-36 品川区役所本庁舎6階 TEL : 03-5742-6634 FAX : 03-5742-6898

沿道建築物耐震補強設計支援（令和7年度までに着手）

対象建築物	東京都防災・建築まちづくりセンターの認める耐震診断の結果、倒壊の恐れ有りと判断された建築物		
対象者	・建築物の所有者(共有の場合代表者) ・分譲マンション管理組合等		
助成額の計算方法			
助成対象費用	助成限度額		
以下(1)(2)いずれか低い額以内 (1) 実際に耐震補強設計に要する額 (2) イからハの合計額 イ 延べ床面積1,000㎡以内の部分 5,000円/㎡以内 ロ 延べ床面積1,000㎡~2,000㎡の部分 3,500円/㎡以内 ハ 延べ床面積2,000㎡を超える部分 2,000円/㎡以内	助成対象費用が 600万円以下の場合	助成対象費×1/1	
	助成対象費用が 600万円を超え 1,200万円以下の場合	助成対象費×2/3 +200万円	
	助成対象費用が 1,200万円を超える場合	助成対象費×5/12 +500万円	
その他	補強設計の内容については第三者機関による評定書が必要です。評定費用も耐震補強設計費用助成の対象です。		
評定とは	建築物の補強設計が適切に行われていることを、第三者機関が検査することです。		
認定について	改修にともない、建ぺい率や容積率の緩和を受ける場合は認定などの手続きが必要です。		

沿道建築物耐震改修支援（令和7年度までに着手） 建替え・除却（令和7年度までに着手）

対象建築物	東京都防災・建築まちづくりセンターが認める耐震診断の結果、倒壊の恐れ有りと判断された建築物		
対象者	・建築物の所有者（共有の場合は代表者）・分譲マンション管理組合等		
助成額の計算方法			
助成対象費用	助成限度額		
以下(1)(2)(3)いずれか低い額以内 (1) 実際に耐震改修、建替えまたは除却に要する額 (2) 51,200円/㎡かつ1棟当たり5億1,200万円以内 (マンションにあっては、50,200円/㎡以内かつ1棟あたり5億200万円以内)。ただし免震工法等特殊な工法による場合は、上記51,200円/㎡を83,800円/㎡と読み替える。なお住宅(マンションを除く)にあっては、上記51,200円/㎡を34,100円/㎡と読み替える。 (3) 建替えまたは除却にあっては、耐震改修に要する費用	延べ床面積5,000㎡以下の部分	助成対象費用が 7,500万円以下の場合	助成対象費×9/10
		助成対象費用が 7,500万円を超え 1億5,000万円以下の場合	助成対象費×17/30 +2,500万円
		助成対象費用が 1億5,000万円を超える場合	助成対象費×11/30 +5,500万円
	延べ床面積5,000㎡を超える部分	助成対象費×11/60 (延べ床面積5,000㎡以下の部分で算出された限度額に加算する)	

※延べ床面積が5,000㎡を超える建築物の助成限度額については、助成対象費用を面積按分により5,000㎡以下の部分と5,000㎡以上の部分に分け、それぞれの助成限度額計算を行ったものを合計します。

※耐震診断の結果Is値0.3未満の建築物を耐震改修する場合の加算

加算の基礎となる額	加算額	
耐震改修費用の面積単価と、76,800円/㎡(住宅・マンションにあっては、75,300円)のいずれか低い額から51,200円/㎡(住宅・マンションにあっては50,200円)を引いた額に延べ床面積を乗じた額	延べ床面積5,000㎡以下の部分	助成対象費×1/6+2,000円
	延べ床面積5,000㎡を超える部分	助成対象費×1/12

※延べ床面積が5,000㎡を超える建築物の助成限度額については、助成対象費用を面積按分により5,000㎡以下の部分と5,000㎡以上の部分に分け、それぞれの助成限度額計算を行ったものを合計します。
※実際の改修工事費の面積単価が、51,200円/㎡(住宅・マンションにあっては50,200円/㎡)を超えない場合は、加算の対象外です。
※免震工法等の特殊工法を採用し、通常の耐震改修助成における助成対象費用の算出において面積単価83,800円/㎡を採用した場合は、加算の対象外です。
※通常の耐震改修助成における助成対象費用が5億1,200万円(住宅・マンションにあっては5億200万円)となっている場合は、加算の対象外です。

- ・実施の前年度中を目安に必ず事前相談を行ってください。
- ・事前相談のない申請は受付できません。
- ・申請から完了届の提出までは原則単年度です。
- ・年度をまたぐ場合は全体設計承認申請が必要です。
- ・全体設計承認申請の承認には1.5か月程度かかります。
- ・申請添付書類については、別紙をご参照ください。

